

県議会におけるこれまでの主な論議等の状況 【企画（観光）建設委員会委員長報告】

資料 2

（平成30年第2回定例会～令和2年第3回定例会）

鹿児島県企画部スポーツ施設対策室

平成30年6月：県工業試験場跡地が最適地であるとの考え方を表明

平成30年第2回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館について、県工業試験場跡地を最適地とした理由について質問があり、「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会の提言を踏まえ、するスポーツのための施設として、まずは県民の方々にとって利便性の高い場所であること、さらに、みるスポーツ、多目的利用のための施設として、県内はもちろん、県外の方々にとっても交通の利便性の高い場所であることが望ましいと考え、鹿児島中央駅に隣接する県工業試験場跡地が最適地であり、隣地もあわせた整備が望ましいとの考えに至った」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「議会に対し、節目節目で積極的に情報提供していただき、十分に議論ができるようにしていただきたい」との要望があった。

平成30年9月：県工業試験場跡地に隣接する民有地（日本郵便（株））の土地、建物等の調査に係る補正予算を計上

平成30年第3回定例会における主な論議

- ・ 総合体育館基本構想策定事業に関し、調査の内容について質疑があり、「土地鑑定評価や建物等調査等に要する経費であり、日本郵便と土地の譲渡について具体的に協議を進めるための前提としてやらなければならない調査である」との答弁があった。
- ・ また、委員から、「県民の意見を十分に聞くことを先に行うべきではないか」との質疑があり、「総合体育館基本構想の策定については、現在、業務委託により、施設規模等のシミュレーションを行っているところであり、その結果等を踏まえ、整備についての一定の考え方を議会や県民へお示ししたいと考えているが、土地の譲渡に係る協議については、施設等の検討と並行して進めていく必要がある」との答弁があった。

平成30年12月：総合体育館の施設の規模，構成等の考え方及び交通への影響分析結果について，県議会に説明

平成30年第4回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館の規模，構成等について説明があった。
- ・ 新たな総合体育館の基本構想策定の時期と進め方について質問があり，「今年度中に基本構想を策定したいと考えているが，今後のスケジュールについては，今後の日本郵便との交渉の状況にもよる。また，施設の規模や構成，交通関係については，さまざまな御意見をいただいております。これから屋内スポーツ競技団体や地元住民の方々などと話をした上でさらなる検討を進める必要がある。そういう面を考えると，慎重かつ丁寧に進めるということが重要であると考えている」との答弁があった。
- ・ また，総合体育館の整備に伴う交通への影響分析結果について，「一定の根拠ある数字や条件設定のもとで，一般的な手法を用いた客観的な分析結果である。今後，鹿児島市等と連携し，周辺道路の関係も含めてさらなる検討を進めていく」との説明に対し，委員からは，「懸念される交通渋滞や，バスの駐車場の問題など，鹿児島市と協議して，多くの県民に御理解いただけるように検討を進めていただきたい」との要望があった。

平成31年第1回定例会における主な論議

- ・ 鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書に関し，「総合体育館基本構想策定事業費のうち，建物等調査の委託費についても繰り越すとのことだが，調査は終わっているのか」との質疑があり，「コンサルタントに調査を委託し，具体的な協議を進めるに当たっての必要なデータ，金額の報告を受けているところである。今後，日本郵便との協議の過程において，改めて調査を行う必要が出てくる可能性も否定できないことから，繰越明許費を計上しているところである」との答弁があった。
- ・ 委員からは，1項，2項は，基本構想策定に向けて検討を進めていることから継続審査，3項については，「早期建設は県民，関係団体の共通の思いである」として採択の意見と，「最適地や施設規模等が示された」として全項目採択の意見と，「場所や規模等について十分な検討が必要である」として全項目継続審査の意見があり，採決の結果，1項，2項は継続審査，3項は採択すべきものと決定した。

令和元年第2回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館について、委員から、「整備場所について、さまざまな意見や声がある中で、これにより整備場所の変更を余儀なくされるようなこともあると考えてよいか」との質問があり、「整備予定地はまだ決まっておらず、県工業試験場跡地を最適地とするスタンスに変わりはない。引き続き、慎重かつ丁寧に協議・検討を進めることとしている」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「県民の財産による県民のための施設整備であることから、決定した後から意見を聞くということではなく、政策決定の経過がわかるようにするとともに、交渉事であり難しい場合もあると思うが、その時々議論の過程を明らかにしてほしい」との要望があった。

令和元年9月：整備場所について、県工業試験場跡地から、新たに県庁東側の土地と県農業試験場跡地を候補地として検討するとの考え方を表明

令和元年第3回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館について、委員から、「これまで最適地としていた県の工業試験場跡地を見直すこととした方針転換により、これまでの予算や検討が無駄になるのではないか」という質問があり、「昨年2月に大規模スポーツ施設の在り方検討委員会からの提言をいただいた後、隣接地である日本郵便の土地の譲渡について、同社から協議に応じる意向があることを確認した上で、平成30年第2回定例会で、県の工業試験場跡地を最適地として表明したところである。予算については、丁寧な手順を踏もうということで、平成30年第3回定例会において提案させていただいた。一般的に公共用地として土地を取得する場合には、事前にさまざまな調査をして協議を行うことが前提であり、日本郵便との交渉においても必要な予算・作業である」との答弁があった。
- ・ また、新たな整備候補地の具体的な選定方法等に関する質問があり、「今議会において挙げた2つの候補地、県の農業試験場跡地と県庁東側の土地について、用地の確保、周辺の交通や施設の状況などさまざまな観点から検討を行い、優劣をつけていくことになるが、その検討結果を令和元年第4回定例会を目途にお示ししたいと考えている。また、検討過程についても、県民の皆様の理解が得られるようにお示ししたい。約2カ月であるが、スピード感を持って対応したい」との答弁があった。

令和元年12月：県庁東側の土地を新たな候補地としたいとの考え方を表明

令和元年第4回定例会における主な論議

- ・ 当委員会では、県民が高い関心を寄せている、新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方について特定調査事項とし、新たな総合体育館関連の陳情1件とあわせて、集中的に審査した。
- ・ 審査に当たっては、十分かつ丁寧な審査を行うため、会期中の日程を3日間に延長して、傍聴参加した委員外議員にも発言を許可するなど、長時間にわたり熱心な審査、論議が行われた。
- ・ 鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書については、特定調査である、新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方についてとあわせて審査した。
- ・ 「整備予定地の決定に当たって、県議会、県民の皆様から理解を得るにはどの程度のスパンが必要と考えているか」との質問に対し、「今回、新たな候補地についての検討結果をお示しし、今まさに本会議、それからこの委員会でさまざまな角度から御論議いただいている。今議会で、即決めていただくということではない。さまざまな諸課題があるので、その都度、県として取り組んでいることについて、丁寧に県議会に説明し、それを県民の方々が、この県議会での御論議を通じて知り、また御意見をいただくということの積み重ねにより、最終的に意見が収れんされていくと思うが、その時期について、今の時点で明言することは難しいと考えている」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「さまざまな判断をするための情報が不足している。情報を収集し発信するには、やはり一定の予算を使わないとできないこともある。正確な情報を出し、しっかりとよいものを、よい場所に、県民の理解を得てつくるということに努めてほしい。鹿児島市等との連携もしっかりとって、情報発信に努めていただきたい」との意見もあった。
- ・ また、県民の意見聴取について、「屋久島空港滑走路の延伸計画では、事業の企画、計画段階から県民の意見を募集する住民参加型のパブリック・インボルブメントといった手法をとると聞いているが、体育館建設において、今までこのような形で意見を聞いたことがあるか、また、今後そのような計画はあるか」との質問があり、「これまでそのような機会はなかった。整備候補地の議論のほか、今後検討しなければならない課題が多々あるが、それらも含めて、いずれかの段階で県民意見を募集するような機会は必ず設けなければならないと考えている」との答弁があった。

- ・ 委員からは、「早い段階で県民からの意見聴取を取り入れてほしい」との要望があった。
- ・ また、「体育館単体で収益を上げることを考えていないということは、維持費等は県民の税金から出していくことになる。なぜ、収益を上げ、なおかつ、その地域に経済波及効果も見込める建物をつくるという方向に行かないのか」という質問に対して、「複合施設、いわゆるホテル、ショッピングセンター、映画館といったところの使用料を施設の運営費、維持管理費に充てるという発想であるが、県としては、まず第一義的にスポーツ振興の拠点であるということ、それから、多目的利用による交流拠点としての機能があるということを考えてときに、そのような施設は今のところ考えていない。県財政が非常に厳しい状況であるが、総合体育館は、県民からのニーズ、期待も高いということで今後進めていかなければならない、県政の重要な検討課題であると考えている。赤字を減らす方策は、民間活力の導入も含めて、今後検討してまいりたい」との答弁があった。
- ・ 執行部においては、今回、委員及び委員外議員から出された多くの御意見、さまざまな質問や課題などをしっかりと受けとめて、拙速に進めることのないよう取り組んでいただきたい。また、何か変更があった場合などは、その中身をしっかりと検証し、検討していく必要があるので、今後も丁寧な説明と対応をお願いしたい。
- ・ 以上のような執行部への質疑及び特定調査に対する委員会の意見を踏まえ、陳情については、「新たな総合体育館の整備候補地の選定の判断材料となる情報がもう少し必要である。さまざまな調査等を行い、その情報を提供していただき、改めて検討する必要がある」として、全会一致で継続審査すべきものと決定した。
- ・ 委員から、「これまでのさまざまな論議を十分に踏まえ、県民及び議会の理解を得られるように、執行部においては、今後とも、慎重かつ丁寧に調査等に取り組んでいただきたい」との要望があった。

令和2年第1回定例会における主な論議

- ・ 当委員会では、県民が高い関心を寄せている新たな総合体育館関係について、予算特別委員長から調査依頼のあった令和2年度鹿児島県一般会計予算のうち、総合体育館基本構想策定事業、新たな総合体育館関連の陳情1件のほか、県政一般と併せて、集中的に調査及び審査を行った。
- ・ 審査等に当たっては、十分かつ丁寧な審査等を行うため、時間を大幅に延長して、傍聴参加した委員外議員にも発言を許可するなど、長時間にわたり熱心な審査、論議が行われた。

- ・ 継続審査分の鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書については、総合体育館基本構想策定事業と併せて、新たな総合体育館の候補地の検討結果について執行部からの報告を受けた後に、一括して審査等を行った。
- ・ 昨年12月議会での論議を踏まえたその後の取組等について質問があり、「判断材料が不足しているとの御指摘を踏まえ、検討項目に沿って収集できるデータの整理を行ってきた。例えば、他県の類似施設の収支状況や補助金活用の状況など、全国的な調査を実施して、新たな総合体育館の候補地の検討結果の資料に掲載した。また、県民からの意見聴取の機会を設けるべきとの御論議も踏まえ、私どもとしても、今行うべきと判断し、県民や施設利用者を対象としたアンケート調査を実施した」との答弁があった。
- ・ また、アンケート調査の目的・趣旨等については、「現在、整備場所の議論が中心に展開されているように思うが、総合体育館が有する機能や立地環境、来場者の交通手段といった、今後の検討に資するためのものにしたいと考えた。アンケートには、体育館整備に関するさらなる意見を記入いただけるよう自由意見の欄を設けたところ、施設の規模・構成や整備場所などについての様々な御意見があり、今後の検討の参考にしてまいりたいと考えている」との答弁があった。
- ・ なお、アンケート調査の自由意見欄の公表については、「公表を前提としたものではなく、記載内容が個人の信条や内心に関するものもあるため、公表することは考えていない」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「アンケート調査を行うのであれば、公にして県民の皆さんに分かりやすくする必要があったのではないか。また、アンケート調査を先に実施してから、場所や機能を考えるのが先ではなかったのか」との意見があった。
- ・ さらに、「アンケートの調査結果が、具体的にどのように今回示された資料に反映され、今後、どのような検討を進めていくのか」との質問に対し、「調査結果において回答が多かったのは、県民の望む機能として、国際・全国レベルのスポーツ競技大会が開催される施設であること、また、コンサート・イベント等を鑑賞できること、駐車場がしっかり確保できることの3点であった。来場手段に自家用車を利用される方々が多いということであるため、アクセス道路の広さや駐車場確保、交通渋滞対策が今後の重要な検討課題になってくると考えている。なお、今回の資料には、現在、想定している施設の規模をもとにしたシミュレーションの結果、駐車場の確保、周辺道路の状況の検討項目部分に反映されている」との答弁があった。

- ・ 続けて、「2つの候補地を各項目ごとに比較しているが、今後、様々な判断を行っていく中で、これ以上の調査があるのか」との質問に対し、「客観的な指標は何かということを検討した上で、10項目を設定し、様々なデータを収集した資料であり、今後、さらに何らかの調査を実施した上で決定していくことは想像できない。総合体育館は鹿児島県民全ての財産に当たり、全県的に利用いただく施設になる。また、あわせて、県外の方にも利用いただく施設にもなることから、候補地の検討に当たっては、離島も含む鹿児島県全域の方々が利用しやすい環境は何かということ踏まえて、今回、改めて検討し直した」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「まちづくりという観点を含めて、鹿児島市と緊密に連携し、必要な協議等を行っていただきたい」との意見があった。
- ・ また、「県庁東側の隣接地所有者との土地譲渡協議の進め方についての見解と、現在、総合体育館は建設段階なのか、それとも建設前の準備段階であるのか、県の見解を示せ」との質問に対し、「土地譲渡の協議に当たっては、まずは事務レベルで様々な交渉を行い、最終的にはお互いのトップ同士がしっかりと合意していくことになる。基本構想策定は総合体育館の整備に向けた入り口部分であり、これが前に進まなければ建設も進まない」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「今後の交渉の中で、やはり駄目だったということもなきにしもあらずである。しっかりとした協議をしていただきたい」との意見があった。
- ・ 以上のような執行部への質疑を踏まえ、陳情については、「陳情者が求めているのは、新たな総合体育館を、隣地の確保を前提条件として県庁東側に建設していただきたいということだが、隣地の確保は、土地所有者との譲渡協議が調い、合意が得られること、また、仮に合意が得られた場合でも、その譲渡に係る金額について県民の理解が得られることが必要となる。今後、執行部においては、基本構想の策定に向けて、隣地所有者及び鹿児島市などの関係者等と様々な協議・調整などを行っていただき、建設場所が決定されていくことになる。よって、引き続き、これらの状況を見守る必要がある」として、全会一致で継続審査すべきものとした。

【予算特別委員会】

(企画観光建設委員長報告)

- ・ 総合体育館基本構想策定事業に関し、事業の内容等について質疑があり、「基本構想において、施設の規模・構成や整備予定地、大まかなスケジュール等をお示しすることとしており、予算執行のためには整

備予定地が固まっていることが必要である。県庁東側の土地に関しては、隣接する民有地の取得が必要であり、当該土地の所有者と協議を行うことは、基本構想策定の絶対条件であると考えている。正式な協議の交渉に入るか否かは、議会での論議を踏まえて執行部で判断してまいりたい。交渉に入ったからといって、うまくいくかどうかについては、改めて議会へ御説明申し上げるので、必ずしもその後、議会が同意することにはならないと考えている。また、予算についても、議会での論議を踏まえて執行したい」との答弁があった。

(予算特別委員長報告)

- ・ 総合体育館基本構想策定事業の費用の内訳やスケジュールなどについて質疑があり、「基本構想策定経費九百三十六万五千円の内訳は、基本構想策定支援業務のコンサルタントへの委託費が八百二十八万五千円、その他の事務費が百八万円であり、隣地所有者との土地譲渡協議に係る用地調査費等は入っていない。基本構想の策定業務については、県議会での御論議を踏まえて執行したいと考えており、コンサルタントを活用して必要な調査・検討等を行い、現時点においては、年度内に基本構想を策定することとしている。基本構想においては、施設の規模・構成や整備予定地、大まかな整備スケジュールなどをお示しすることとしており、県としては、これらを整理した上で、県議会へお示しし、御論議いただきたいと考えている。県民の方々からは、その後、パブリックコメント等により意見をお聞きしたい。県議会や県民の理解を定量的に測ることは大変難しいと考えているが、県としては、県議会の御論議やパブリックコメント等の状況を踏まえて、基本構想を最終的に決定したいと考えている」との答弁があった。

令和2年第2回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館の建設場所等に係る2つの陳情について、「新たな総合体育館の建設に関しては、これまでも、そして現在も、候補地や体育館の有する機能などについて熱心な論議が行われてきている。今後、執行部において、関係者等と様々な協議・検討を行い、県民の理解を得た上で、建設場所が決定されていくことになることから、これらの状況を見守る必要がある」との意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定した。

令和2年9月：新たな検討委員会の設置を表明

令和2年第3回定例会における主な論議

- ・ 新たな総合体育館の整備に関して、「すでに3年前の大規模スポーツ施設の在り方検討委員会の提言や土地調査など費用をかけて実施しており、一定の方向性が出ているが、新たな検討委員会を設置する意図は何か。何を掘り下げて議論するのか」との質疑に対して、「これまでの検討に対する様々な意見を踏まえ、透明性確保の観点から、新たに検討委員会を設置して検討すべきとの結論に至った。大規模スポーツ施設の在り方検討委員会では、新たな総合体育館について、県による早期整備とスポーツ振興の拠点としての機能に加えて、多目的利用による交流拠点としての機能を求める提言が取りまとめられた。新たな検討委員会では、この提言をベースに具体的な施設の機能、規模・構成などを検討し、最終的に基本構想案を策定していただきたいと考えている。」との答弁があり、基本構想案に盛り込む項目については、「メインアリーナ、サブアリーナ、武道館、観客席などの機能、規模、配置のほか、整備予定地や大まかな整備スケジュール、概算建設費や維持管理費、収支のシミュレーション、経済波及効果などを考えている」との答弁があった。
- ・ 新たな検討委員会における委員の選考や議会との関係については、「在り方検討委員会と同様にスポーツ競技関係者、都市計画、建築、観光、経済などの様々な分野に知見を有する方々を選定したい。また、検討委員会は原則公開とし、その検討内容は節目節目でしっかりと議会へご説明し、議会からのご意見などは検討委員会にフィードバックして、その後の検討に生かして参りたい」との答弁があった。
- ・ 整備候補地に関する質疑に対しては、「新たな検討委員会でどのような施設を整備すべきかをしっかりと検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地がどこかを検討して選定する。在り方検討委員会の提言には、候補地を鹿児島市に限るという文言はない。これまで執行部としては、提言を踏まえると鹿児島市にと説明してきた状況であったが、現段階で鹿児島市内に限って検討を進める考えは持っていない」との答弁があった。
- ・ また、塩田知事のマニフェストにおけるドルフィンポート跡地を活用したコンベンション機能の整備との関連については、「新たな総合体育館については、現時点では、『する』『みる』『ささえる』のスポーツ振興の拠点としての機能などについて検討していくものと考えている。」との答弁があったことを踏まえ、委員から、改めて「鹿児島港本港区エリアも体育館の整備候補地となるのか。」との質疑がなされ、「その可能性はゼロではない」との答弁があった。

- ・ このため、委員から「これまで、鹿児島港本港区エリアまちづくり事業においてスポーツ施設の建設は想定されていなかったのではないか。新たな総合体育館建設の可能性をどのように考えているのか。また今後、知事のマニフェストや鹿児島市のサッカー等スタジアムの話も含めて、どのように整理していくのか」との質疑があり、「鹿児島港本港区エリアまちづくりについては、平成31年2月に策定したグランドデザインを踏まえて、本年3月、提案内容にホテルや集客施設などを盛り込むことを必須とする事業者公募を行うこととしていたが、コロナ禍の厳しい経済状況により公募の開始を延期した。そのような状況の中、知事マニフェストに基づき、今後改めてコンベンション機能や展示機能を備える施設の整備など、同エリアまちづくりの方向性を検討することになるが、公募要項の見直しについては、グランドデザインを踏まえ議会のご意見などを伺いながら進めて参りたい。新たな総合体育館については、企画部が答弁した通り、まずはどのような施設を整備すべきかを検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地を検討することになるため、同エリアも可能性としてはゼロではないと認識している。同エリアまちづくりの今後の方向性を検討するにあたっては、新たな総合体育館やサッカー等スタジアムなどの大きなプロジェクトの進捗と齟齬が生じないよう関係者と緊密な連携を取って進めて参りたい。また、議会へも丁寧に説明し、ご論議いただけるよう努めて参りたい」との答弁があった。
- ・ 委員からは、「何度も同じことを繰り返されると、県民は不信感を抱く。議会においても、また同じ論議をするのかという意見がある。執行部におかれては、委員から出された様々な意見や要望をしっかりと受けとめ、事業を進めるにあたっては、これまでと同じことの繰り返しにならないようしっかりと検証し、手続きやその過程等について、透明性を確保して県民にわかりやすく説明し、丁寧にそして慎重に進めていただきたい」との意見があった。
- ・ また、新たな総合体育館の建設場所等に係る継続審査分の2つの陳情については、本会議、委員会でも活発な議論が継続していることから、今後の状況等を慎重に見守る必要があるとの意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定した。